

令和3年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

令和3年6月9日（水曜日）午前10時10分開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議員辞職の件
- 第 3 議席の指定
- 第 4 人事の紹介
- 第 5 表彰伝達並びに記念品の贈呈
- 第 6 議長報告事項
- 第 7 会議録署名議員の指名
- 第 8 会期の決定
- 第 9 文教福祉常任委員会委員長の選任
- 第10 議会運営委員会委員の選任
- 第11 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第12 議案上程
- 第13 提案理由の説明並びに政務報告
- 第14 議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議員辞職の件
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 人事の紹介
- 日程第 5 表彰伝達並びに記念品の贈呈
- 日程第 6 議長報告事項
- 日程第 7 会議録署名議員の指名
- 日程第 8 会期の決定
- 日程第 9 文教福祉常任委員会委員長の選任

日程第10 議会運営委員会委員の選任

日程第11 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第12 議案上程

日程第13 提案理由の説明並びに政務報告

日程第14 議案の補足説明及び報告の説明

追加日程第1 議案上程

追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 議案の補足説明

出席議員（16名）

1番	片 桐 文 夫	2番	平 山 清 海
3番	遠 藤 保 明	4番	林 晴 道
8番	宮 内 保	9番	高 木 寛
10番	飯 嶋 正 利	11番	宮 澤 芳 雄
12番	伊 藤 保	13番	島 田 和 雄
15番	伊 藤 房 代	16番	向 後 悦 世
17番	景 山 岩三郎	18番	木 内 欽 市
19番	佐久間 茂 樹	20番	高 橋 利 彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
総 務 課 長	宮 内 敏 之	企画政策課長	小 倉 直 志
財 政 課 長	山 崎 剛 成	税 務 課 長	伊 藤 義 一
環 境 課 長	高 根 浩 司	社会福祉課長	椎 名 隆
高 齢 者 福 祉 課 長	赤 谷 浩 巳	消 防 長	伊 東 秀 貴
教育総務課長	杉 本 芳 正	体育振興課長	柴 栄 男

事務局職員出席者

事務局 長 花 澤 義 広

事務局 次 長 向 後 哲 浩

開会 午前10時10分

◎日程第1 開 会

○議長（木内欽市） ただいまの出席議員は16名、議会は成立しました。

これより、令和3年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議員辞職の件

○議長（木内欽市） 日程第2、議員辞職の件。

議員辞職の件について報告をいたします。

去る5月27日に米本弥一郎議員から議員を辞職したい旨の申出がありましたので、地方自治法第126条の規定によりこれを許可し、令和3年5月31日をもって辞職となりましたことをご報告いたします。

◎日程第3 議席の指定

○議長（木内欽市） 日程第3、議席の指定。

議席の指定を議題といたします。

おはかりいたします。新議場の議席について、会議規則第4条第3項の規定により、ただいま着席のとおり指定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、議席をお手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

ここで、しばらく自席で休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時11分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 人事の紹介

○議長（木内欽市） 日程第4、人事の紹介。

4月1日付の異動により、人事の紹介をいたします。

椎名実秘書広報課長。

大八木利武行政改革推進課長。

宮内敏之総務課長。

山崎剛成財政課長。

八木幹夫市民生活課長。

穴澤昭和保険年金課長。

齊藤孝一健康づくり課長。

多田英子子育て支援課長。

加瀬博久商工観光課長。

浪川正彦建設課長。

向後稔会計管理者。

宮負亨上下水道課長。

杉本芳正教育総務課長。

伊藤弘行生涯学習課長。

伊東秀貴消防長。

なお、その他の異動並びに昇格につきましては、過日お配りいたしました人事異動の文書によりご了承願います。

紹介職員の皆様、退場または着席をお願いいたします。

ここで、しばらく自席で休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時15分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈

○議長（木内欽市） 日程第5、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈。

これより、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈を行います。

書面開催による全国市議会議長会の定期総会におきまして、市議会議員として15年以上在職し、市政の振興に努められた功績により表彰の栄に浴されました島田和雄議員に表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

島田和雄議員、前のほうにお進みください。

（議長より表彰状伝達並びに記念品贈呈、拍手）

◎日程第6 議長報告事項

○議長（木内欽市） 日程第6、議長報告事項。

議長報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第7 会議録署名議員の指名

○議長（木内欽市） 日程第7、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

17番、景山岩三郎議員、19番、佐久間茂樹議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第 8 会期の決定

○議長（木内欽市） 日程第 8、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から 6 月 28 日までの 20 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 6 月 28 日までの 20 日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前 10 時 18 分

再開 午前 10 時 40 分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 9 文教福祉常任委員会委員長の選任

○議長（木内欽市） 日程第 9、文教福祉常任委員会委員長の選任。

文教福祉常任委員会委員長の選任を議題といたします。

先ほど、文教福祉常任委員会において、委員長の互選が行われましたので、その当選結果につきまして報告いたします。

文教福祉常任委員会委員長に林晴道議員。

以上のとおりであります。

以上で文教福祉常任委員会委員長の選任を終わります。

◎日程第 10 議会運営委員会委員の選任

○議長（木内欽市） 日程第10、議会運営委員会委員の選任。

議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

旭市議会委員会条例第8条の規定により、議長指名により選任いたします。

議会運営委員に片桐文夫議員。

以上のとおりであります。

以上で議会運営委員会委員の選任を終わります。

◎日程第 11 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（木内欽市） 日程第11、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に林晴道議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま、指名いたしました林晴道議員を当選人に定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 異議なしと認めます。

よって、林晴道議員が当選されました。

ただいま、当選されました林晴道議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

○議長（木内欽市） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第16号までの16議案と報告第1号から報告第3号までの報告3件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第12 議案上程

○議長（木内欽市） 日程第12、議案上程。

議案第1号から議案第16号までの16議案と報告第1号から報告第3号までの報告3件を一括上程いたします。

議案第 1号 令和3年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 2号 旭市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3号 旭市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 海上ふれあいサポートセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

- 議案第 7 号 財産の取得について（旭市指定広域ごみ袋）
- 議案第 8 号 指定管理者の指定について（おひさまテラス）
- 議案第 9 号 専決処分の承認について（令和 3 年度旭市一般会計補正予算）
- 議案第 10 号 専決処分の承認について（令和 3 年度旭市一般会計補正予算）
- 議案第 11 号 専決処分の承認について（旭市税条例等の一部を改正する条例）
- 議案第 12 号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 議案第 13 号 専決処分の承認について（旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 議案第 14 号 専決処分の承認について（旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 議案第 15 号 専決処分の承認について（旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 議案第 16 号 専決処分の承認について（旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 報告第 1 号 令和 2 年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 2 号 令和 2 年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 3 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

◎日程第 13 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（木内欽市） 日程第13、提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 本日ここに令和 3 年旭市議会第 2 回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

はじめに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ1億6,900万円を追加し、予算の総額を301億6,600万円とするものであります。

議案第2号は、旭市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国が示した行政手続における書面・押印・対面の見直し方針に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、旭市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、固定資産の価格に関する不服審査の手続きにおける納税者等の負担の軽減を図るため、審査申出書等の書面への押印及び署名を不要とすることに関し、所要の改正を行うものであります。

議案第4号は、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、減免の対象となる住宅の取得期限を延長するため、所要の改正を行うものであります。

議案第5号は、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市卓球場を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第6号は、海上ふれあいサポートセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてでありまして、海上ふれあいサポートセンターを廃止するため、条例を廃止するものであります。

議案第7号は、財産の取得についてでありまして、旭市指定広域ごみ袋の購入について仮契約を締結いたしましたので、契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第8号は、指定管理者の指定についてでありまして、旭市多世代交流施設おひさまテラスの指定管理者を指定するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号から議案第16号までは、専決処分の承認についてであります。

議案第9号及び議案第10号は、いずれも新型コロナウイルス感染症対応に係る補正予算でありまして、議案第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算（第1号）については、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る経費を、議案第10号、令和3年度旭市一般会計補正予算（第2号）については、新生児特別定額給付金給付事業及び感染症予防対策事業に係る経費を、それぞれ専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

議案第11号は、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第12号は、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも地方税法等の

一部を改正する法律の施行に伴い、専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

議案第13号は、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号は、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号は、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号は、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定でありまして、いずれも厚生労働省令の一部改正に伴い、専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

報告第1号は、令和2年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号は、令和2年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第3号は、議会からの委任による専決処分の報告についてであります。

次に、令和2年度の一般会計並びに各特別会計の執行について概要を申し上げます。

令和2年度の一般会計並びに各特別会計は、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

一般会計については、新庁舎建設事業や広域ごみ処理施設整備事業などの大規模事業、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として実施した特別定額給付金給付事業等の影響により、概算で歳入総額478億1,800万円、歳出総額448億1,400万円と、例年を大きく上回る規模となる見込みであります。

翌年度に繰り越しとなる財源を差し引いた実質収支額は、19億9,900万円の黒字と見込まれるものであります。

また、各特別会計についても、概ね順調な決算となる見込みであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種については、65歳以上の高齢者を対象に、5月10日から総合体育館で、また、5月17日からは旭市保健センターにおいても接種を開始いたしました。

ワクチン接種の進捗状況について申し上げます。

高齢者数2万278人に対し、86.5%にあたる1万7,536人から申込みがあり、6月6日現在、申請者の41.2%にあたる7,232人の方が1回目の接種を終え、6%にあたる1,055人の方が2

回目の接種も終了し、合計8,287回の接種が終了しております。

7月下旬までに、65歳以上の高齢者の接種完了を見込んでおります。

次に、経済対策と各種支援について申し上げます。

旭市中小企業者等事業継続支援金の拡大分については、5月31日に申請受付を終了し、155件の事業者に対し、2,460万円の支援金給付を進めているところであります。

旭市農水産業経営継続支援金の拡大分については、5月31日に申請受付を終了し、150件の農水産業者に対し、2,410万円の支援金給付を進めているところであります。

昨年度に引き続き実施するプレミアム率30%付の旭市共通商品券の販売については、5月31日に予約申し込みが締め切られ、5,249通の申し込みがありました。

商品券の販売期間は6月28日から7月11日までで、使用期間は7月1日から12月31日までの6か月間となっております。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金については、5月にひとり親世帯分の給付を開始いたしました。

ひとり親以外の低所得者についても、国から対象内容が示されましたので、本定例会に補正予算を計上し、給付に向けて準備を進めております。

次に、本市独自の支援策について申し上げます。

収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免については、国が示した減免要件について対象を拡充のうえ、引き続き支援を行ってまいります。

新生児1人当たり10万円を給付する新生児特別定額給付金給付事業については、期間を1年間延長し、来年、令和4年4月1日までの出生を対象とすることといたしました。

また、高齢者施設等の従業員を対象としたPCR検査費用の助成について、県事業の対象外となる通所型などの介護サービス事業所や障害者施設等の従業員に対し、検査費用を助成することといたしました。

子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯分は4月に、新生児特別定額給付金給付事業とPCR検査費用は5月に、それぞれ専決処分をして行いましたので、本定例会に関連する議案を提出して審議をお願いしております。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

はじめに、新庁舎について申し上げます。

4月26日に開庁式を行い、気持ちも新たに業務を開始いたしました。

新庁舎では、歴史を学ぶ場や展望階など市民が気軽に立ち寄れるスペースを午前8時半か

ら午後7時まで開放しており、既に多くの皆様にご覧いただいております。

庁舎移転を契機に、さらなる市民サービス向上と、効率的な行政運営に努めてまいります。

次に、農業について申し上げます。

水田農業については、飼料用米等の戦略作物のさらなる拡大に取り組み、今後も、米価安定のため需要に応じた米生産を推進し、稲作経営の安定化を図ってまいります。

園芸については、県の補助事業である「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業を活用し、園芸産地として、さらなる生産力強化のため、生産施設及び管理機械等の整備を支援してまいります。

畜産については、豚熱（CSF）などの家畜伝染病の感染リスクが高まっており、防疫対策が重要となっております。今後も、各農場での衛生管理の徹底を働きかけるとともに、引き続き予防ワクチン接種等の助成を行ってまいります。

次に、道の駅「季楽里あさひ」について申し上げます。

道の駅季楽里あさひについては、大変好評をいただいております、令和2年度の来場者数は111万2,000人、道の駅全体の売上げは8億1,000万円となりました。

また、「株式会社季楽里あさひ」の第6期となる令和2年度の決算については、今月の株主総会での承認を経て、正式に決定する予定であります、約1,500万円の純利益を見込んでおります。今後も、本市の農畜水産物の情報発信施設として、より一層のPRに努めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

矢指ヶ浦及び飯岡海水浴場の開設や「旭市いいおかYOU・遊フェスティバル」、「旭市七夕市民まつり」などの観光イベントについては、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、各実行委員会や関係各位の皆様方との調整を重ねた結果、今年度も実施を見送るという苦渋の決断をすることになりました。

今後は、アフターコロナを見据えた、安心して楽しめる観光事業の企画やPRに努めていきたいと考えております。

千葉県施設である飯岡刑部岬展望館については、千葉県から当該施設の無償譲渡についての提案があり、本市にとりましても重要な観光の拠点であることから、必要な改修工事などを実施していただいたうえで、無償譲渡により受け入れることといたしました。

今後は、施設の利用や管理状況を分析しながら、市の施設として適切な管理運営を行うための体制を整えてまいります。

次に、雇用の促進について申し上げます。

例年４月に開催している旭市雇用対策協議会主催、市後援の合同企業説明会については、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年同様、開催を見送ることとなりましたが、来春卒業予定の高校生への就職の場の提供と地元企業への雇用促進につなげるため、雇用対策協議会の会員企業のＰＲ資料を、市内及び近隣の高校へ配布しているところであります。

次に、ふるさと応援寄附推進事業について申し上げます。

昨年度の寄附納付額は、7,336万3,434円であります。

返礼品については、本市の農畜水産物や加工品などを中心に、177種を取りそろえており、今後も魅力的な返礼品を増やし、ふるさと旭のＰＲとともに事業を推進してまいります。

次に、定住促進について申し上げます。

定住促進奨励金の交付については、令和２年度において47件、3,293万円を支給し、これによる実転入者は126人でありました。今年度から住宅金融支援機構と連携し、奨励金の交付とセットで借入金利を一定期間引き下げる支援も行います。

今後もホームページなどを活用して、本事業をより広くＰＲし、市内への移住・定住の促進に努めてまいります。

次に、スポーツ振興事業について申し上げます。

本年９月に開催される、アジア卓球選手権ドーハ大会の男女日本代表選手選考会が、６月17日から20日までの４日間、総合体育館で行われます。オリンピック代表選手も出場する予定であり、国内最高峰の白熱した試合が期待されます。なお、観客数の制限や関係者全員の抗原検査を行うなど、徹底した感染対策を講じた上で実施いたします。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック関連の行事について申し上げます。

千葉県内で予定されておりました聖火リレーについては、コロナ禍の影響により、公道での実施がすべて中止となりました。

旭市では、津波被害を受けた飯岡の海岸地域を舞台にランナーがトーチを繋ぐ予定でありましたが、千葉市の会場で点火セレモニーのみ行われることとなりました。

パラリンピックの採火式については、８月18日に千葉県内全市町村で一斉に行われます。

本市ではスポーツの森公園芝生広場を会場として予定しております。オリンピック・パラリンピック教育推進校の第二中学校の生徒に「旭市の火」をおこしてもらう予定であります。

次に、オリンピック事前キャンプ地誘致について申し上げます。

以前から誘致を進めておりましたドイツ連邦共和国卓球チームについては、コロナ禍の日

本の状況を考慮し、直接、オリンピック選手村に入るため事前合宿は行わない、との連絡を受けたところであります。

一方、ザンビア共和国の事前キャンプについては、7月初旬から下旬を予定しており、選手団が万全の準備を整えることができるようサポートしてまいります。

なお、感染症対策についてであります。選手団は入国前にワクチン接種を受ける予定であり、PCR検査については入国前と入国時に行われ、さらに入国後は、毎日のPCR検査を行います。

また、専用車で宿泊施設と練習会場のみを移動するという行動制限がかかるなど、徹底した感染症対策が行われることとなります。

次に、学校教育について申し上げます。

昨年度、全小中学校に導入したタブレット端末については、児童生徒が慣れることを第一に、各学校で準備を進め、授業などでの使用を開始しました。今後は、タブレット端末を使用した、発達段階に応じた学習環境が、全ての小中学校で等しく、整えられるよう、ICT教育推進委員会などと連携しながら、効果的な活用を進め、学力向上に努めてまいります。

次に、生涯学習施設について申し上げます。

市図書館については、千葉県立東部図書館内に移転するため、現在休館し、7月10日オープンに向けて作業を進めております。

第二市民会館については、老朽化した市民会館と青年の家の機能を集約するため、現在、改修工事発注の準備を進めております。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道の整備については、国道126号から東総広域農道までの区間について、繰越事業の進捗を図りながら、本年度の供用開始を目指し、関係機関との協議を進めております。

飯岡海上連絡道三川蛇園線の整備については、鉄道横断工事も順調に進捗しており、今後もJRと連携を図りながら早期完成を目指してまいります。

次に、銚子連絡道路について申し上げます。

銚子連絡道路及び銚子連絡道路に接続する都市計画道路、谷丁場遊正線については、都市計画変更案の縦覧、意見の募集及び旭市都市計画審議会の審議を経て、都市計画決定に向けた手続きを進めております。

次に、リフォーム補助金について申し上げます。

今年度は、申請受付を4月12日から5月11日に行い、161件の申請をいただいたところであります。本事業を通して、居住環境の向上及び市内の経済活性化が図られるものと期待しておるところであります。

次に、ごみ処理広域化について申し上げます。

広域ごみ処理施設については、令和3年4月1日より施設名を「東総地区クリーンセンター」として、供用を開始いたしました。また、旧旭市クリーンセンターを利用した中継施設についても、施設名を「旭中継施設」として、同日より供用を開始したところであります。

一方、工期が延長されておりました広域最終処分場については、各施設の工事が概ね完成し、7月1日から供用を開始する予定であります。

今後も、東総地区広域市町村圏事務組合及び構成市と連携を図り、適正な管理運営に努めてまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

「春のゴミゼロ運動」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市内全域で一斉に実施するものではなく、5月31日から6月30日の1か月間を「ゴミゼロ運動月間」として各地域において実施日を設定し、ご協力を願うことといたしました。

引き続き、地域環境の保全及び美化を推進するため、「きれいな旭をつくる会」を中心に、市民の皆様のご協力をいただきながらごみの減量化、発生抑制、再使用、再生利用などを推進してまいります。

次に、生涯活躍のまち・あさひ形成事業について申し上げます。

本事業については、本年2月26日に開発許可及び農地転用許可の決定を受け、現在、事業者により計画地内外における造成や上下水道などのインフラ工事を施工しているところであります。

工事が順調に進みますと、令和4年春には、商業施設及び「おひさまテラス」の供用開始、以降、段階的に介護施設や住宅施設が整備されていく予定となっております。

3月30日には、指定管理者が供用開始と同時に施設をスムーズに運営するため、地方創生推進交付金を活用して行う、地域人材育成などのソフト事業を掲載した地域再生計画が、内閣総理大臣の認定を受けたところであります。

5月7日には、市民の代表や学識経験者等で組織された指定管理者候補者選定委員会を開催し、審査の結果、イオンタウン株式会社が指定管理者候補者として選定されましたので、本議会に関連する議案を提出し、審議をお願いしております。

また、昨日、6月8日付けで、本市と千葉大学医学部附属病院及びデンマークに本社があり世界的な医薬品企業である、ノボノルディスクファーマ株式会社との3者で、旭市民に対する糖尿病対策に関する包括連携協定を締結いたしました。

当日は、来賓として、駐日デンマーク王国の臨時代理大使にもお越しいただき、記者説明会を開催したところであります。

内容といたしましては、現在、実現に向けて取り組んでいる生涯活躍のまち「みらいあさひ」をフィールドとして活用し、2型糖尿病の有病率、罹患率を低下させるための様々なプログラムを5年かけて展開していく、といった大規模なグローバルプロジェクトで、すでに世界各地の約30都市で展開されているものであります。

今回の包括連携協定は、本市のまちづくりに関する様々な取り組みが評価され、政府の複数の方や関係者の方から好事例として本市の名前が挙げたことがきっかけで、約1,700の自治体の中から、この世界的なプロジェクトのフィールドとして本市を選んでいただいたとのことで、まさに、私が常日頃大切にしている、人と人とのつながりによって、大変すばらしい協定を締結することができました。

「みらいあさひ」という官民連携のまちづくりに、またひとつ大きな要素が加わり、可能性の広がりという意味でも、将来の旭市にとって、重要な事業であると同時に、私自身、まちの完成に期待を膨らませているところであります。

本プロジェクトを着実に実施し、そして、確かな成果が得られるよう全力で取り組んでいくとともに、将来の旭市を見据えた、この官民連携による新しいまちづくりを通して、さらなる旭市の発展に努めてまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第14 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（木内欽市） 日程第14、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第1号、議案第7号、議案第9号、議案第10号の4議案について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 山崎剛成 登壇)

○財政課長(山崎剛成) それでは、財政課からは、議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてと議案第7号の財産の取得についてと議案第9号、議案第10号の専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

まず、議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書をお手元をお願いしたいと思います。

1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ1億6,900万円を追加し、予算の総額を301億6,600万円とするものです。

少しページ飛びまして、7ページをお願いいたします。

歳入について順を追ってご説明いたします。事業の内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

まず、14款2項2目民生費国庫補助金、補正額の欄5,449万円の増は、説明欄1、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金で、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に対する国の補助金で、事業費の全額が補助されます。

3目衛生費国庫補助金1億825万9,000円の増は、説明欄1、新型コロナウイルスワクチン接種事務費補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種事業の事務費に対する国の補助金で、こちらも全額が補助されます。

19款1項1目繰越金625万1,000円の増は、この後ご説明いたします塵芥処理費の財源として、前年度繰越金を計上するものであります。

歳入の説明は以上です。

続いて、歳出になります。

8ページをお願いいたします。

2款1項8目電子計算費155万7,000円の増は、説明欄1、電算システム運用事業で、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に伴う電算システムの改修費用であります。

3款3項1目児童福祉総務費5,293万3,000円の増は、説明欄1、子育て世帯生活支援特別

給付金給付事業です。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組として、児童1人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行う国の事業で、ひとり親世帯を対象とした給付金については4月に補正予算を専決処分しておりますが、今回、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯の対象分について追加で計上するものであります。

9ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費1億825万9,000円の増は、説明欄1、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、現在、接種を進めているワクチンの住民接種にかかる人件費などの事務費について昨年度からの繰越事業に追加して計上するものがあります。

続いて、10ページをお願いいたします。下のほうになります。

4款2項1目塵芥処理費625万1,000円の増は、説明欄1、塵芥処理事務費で、4月1日からのごみ処理広域化に伴い、販売ができなくなった旧指定ごみ袋について、販売協力店の在庫品となっているごみ袋の代金の返還に要する費用です。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

続いて、議案第7号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

議案の第7号のほう、裏面をお願いしたいと思います。

取得する財産は、旭市指定広域ごみ袋で、取得金額は2,003万9,635円、取得の相手方は、千葉県四街道市みのり町4番地の7、有限会社宮崎商会、取締役宮崎勝巳であります。

契約の方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争入札により執行し、4種類のごみ袋ごとに1枚当たりの単価契約といたしました。

購入予定枚数及び単価については、普通ごみ、こちら（大）の袋が245万枚で1枚当たり5,753円、普通ごみ（小）の袋が44万枚で、1枚当たり3,564円、資源ごみ（大）が50万5,000枚で1枚当たり1枚当たり6,105円、資源ごみ（小）が30万枚で4,312円です。

入札の経過を申し上げます。

令和3年4月7日に公告し、4月21日まで入札書の受付を行ったところ、2者から入札書の提出がありました。

4月22日に開札した結果、予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は5月6日、納品は7月、11月、令和4年2月の3回に分けて実施いたし

ます。

なお、予定価格は2,961万2,000円、落札率は67.67%でありました。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。続きまして、議案第9号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

議案第9号の内容につきましては、こちらは令和3年度旭市一般会計補正予算（第1号）です。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた低所得の子育て世帯に対する国の支援策の一つである子育て世帯生活支援特別給付金の支給にかかる経費について、給付金の支給を迅速に行う必要があったことから4月19日に専決処分しましたので、議会の承認を求めるものであります。

補正予算書1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ4,500万円を追加し、予算の総額を299億3,500万円としたものであります。

また、少し飛びまして、7ページをお願いいたします。

7ページのほう、歳入について説明いたします。事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

14款2項2目民生費国庫補助金4,500万円の増は、説明欄1、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金で、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に対する補助金で、事業費の全額が補助されます。

以上で歳入の説明を終わります。続いて、歳出について説明いたします。

8ページをお願いいたします。

2款1項8目電子計算費107万3,000円の増は、説明欄1、電算システム運用事業で、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に伴う電算システムの改修費用です。

3款3項1目児童福祉総務費4,392万7,000円の増は、説明欄1、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、ひとり親世帯で児童扶養手当を受給している世帯や新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯などに対する、児童1人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金の支給にかかる費用であります。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第10号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

議案第10号は、令和3年度旭市一般会計補正予算（第2号）です。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策として、追加で実施する本市独自の事業である新生児特別定額給付金の支給など、早期に事業を実施する必要があったことから、5月17日に専決処分しましたので議会の承認を求めるものであります。

1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ6,200万円を追加し、予算の総額を299億9,700万円としたものであります。

また少し飛びまして、7ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。事業内容につきましては、また歳出のところで説明させていただきます。

18款2項1目財政調整基金繰入金6,200万円の増は、今回の新型コロナウイルス感染症対策事業にかかる補正財源として財政調整基金からの繰入金を計上するものであります。

以上で歳入の説明を終わります。続いて、歳出について説明いたします。

8ページをお願いいたします。

3款3項1目児童福祉総務費4,410万円の増は、説明欄1、新生児特別定額給付金給付事業で、新型コロナウイルス感染症対策として昨年度から実施している、新生児1人につきまして10万円の給付金を支給する事業について、対象期間を1年延長するとともに、転入後に出生した子についても対象となるよう要件を拡充することに伴う費用でございます。

4款1項2目予防費1,790万円の増は、説明欄1、感染症予防対策事業で、新型コロナウイルス感染症対策として通所・訪問型の介護サービス事業所や障害者施設、児童養護施設の従業員に対しPCR検査を実施する事業に係る費用であります。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第3号の2議案について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 宮内敏之 登壇）

○総務課長（宮内敏之） 議案第2号及び議案第3号の2議案について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第2号、旭市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

この条例は、国の「職員のサービスの宣誓に関する政令」の改正に伴うものが主なものでござ

います。

それでは、お手元の新旧対照表の 1 ページをお願いいたします。

改正条例は、任命権者等が面前での署名を不要とするもので、現行条例第 2 条中において「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削除し、「宣誓書に署名」を「宣誓書を任命権者に提出」に改めるものでございます。

別記様式の宣誓書については、押印の廃止と文言の一部を分かりやすい表現とするものでございます。

なお、条例の施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 2 号の補足説明を終わります。

続いて、議案第 3 号、旭市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新しい生活様式として可能な限り人と人との接触を減少させる取組が推奨されております。このような状況を踏まえ、国においては、行政改革の一環として書面規制、押印、対面規制の見直しを強力に推し進める方針を打ち出し、先般、地方公共団体における押印見直しマニュアルが示されました。

本市では、従来から行政手続きの簡素化や市民負担の軽減を図るため、押印廃止要領に基づき押印の見直しを行ってまいりましたが、今回示された国の基準に基づき、これまでの取組を一層推進するものとし、積極的に押印の見直しを行っているところでございます。

本議案は、これらの取組の一つとして固定資産の価格に関する不服審査の手続きにおける書面への押印及び署名を見直すものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表の 2 ページをお願いいたします。

第 4 条の改正は、固定資産の価格に関する審査を申し出る者が提出する審査申出書への押印を不要とするものです。

第 6 条の見出しの改正は、文言整理を行うものでございます。

第 7 条第 3 項の改正は、審査申出人の口頭による意見陳述を行った場合に、委員会において作成する調書について委員及び書記の署名押印を不要とし、調書への記載事項に委員及び書記の氏名を加えるものであります。

3 ページをお願いいたします。

第 8 条の見出し及び第 2 項の改正は、文言整理を行うものです。

第 8 条第 5 項の改正は、審査関係人が提出する口述書への押印を不要とするものです。

第8条第8項から4ページ第10条第2項までの改正につきましては、委員会において作成する口頭審理、実地調査及び議事に関する調書について委員及び書記の署名押印を不要とし、調書への記載事項に委員及び書記の氏名を加えるものであります。

なお、条例の施行期日は、公布の日からとするものでございます。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第4号、議案第11号、議案第12号の3議案について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 伊藤義一 登壇）

○税務課長（伊藤義一） 議案第4号、議案第11号及び議案第12号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第4号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

この条例は、震災により住宅等が半壊以上の被害を受け、新たな住宅を取得した場合に、地方税法において固定資産税及び都市計画税を6年間減額すると規定されており、本条例で地方税法の減額後に残る税額を減免しております。

今般、地方税法の改正により、新たな住宅の取得期限が震災発生後10年から15年に延長されたことから、地方税法と同じ令和8年3月31日まで延長するものです。

それでは、お手元の新旧対照表によりご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

第3条は、減免の対象となる建て替え住宅等の要件を定めるもので、取得期限を定める第1号中「平成33年3月31日」を「令和8年3月31日」に改めるものです。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

次に、議案第11号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、旭市税条例を改正する必要性が生じたことから、3月31日付で専決処分により制定した旭市税条例等の一部を改正する条例について、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表によりご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

初めに、旭市税条例第1条による改正関係となります。

第24条は、個人市民税の非課税の範囲について定めるもので、個人市民税の均等割の非課税の範囲等に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るものとするものです。

第34条の7は、寄附金税額控除について定めるもので、9ページをお願いいたします。

各号において、税額控除の対象として出資に関する業務に充てられることが明らかであるものを除く旨、規定するものです。

10ページをお願いいたします。

第36条の3の2は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について定めるもの。

11ページをお願いいたします。

第36条の3の3は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について定めるもの。

12ページをお願いいたします。

第53条の9は、退職所得申告書について定めるもので、電磁的方式による対応に関し、所轄税務署長の承認が不要となったことから規定を整理するものです。

13ページをお願いいたします。

附則第5条は、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等について定めるもので、個人市民税の所得割の非課税の範囲等に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るものとするものです。

14ページをお願いいたします。

附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について定めるもので、適用期間を5年間延長し、令和9年度までとするものです。

附則第10条の2は、「わがまち特例」として固定資産税の課税標準の特例率を定めるもので、第3項を削る改正は、雨水貯留浸透施設に係る特例措置を廃止し、16ページをお願いします、特例率を見直しの上、第24項として追加するものです。

現行の第24項を削る改正は、生産性革命の実現に向けた特例措置について、17ページをお願いします、改正後の第26項と統合し、特例措置の対象に一定の機械装置等を加えるなどの整理を行うものです。

その他の改正は、法改正に伴う条項の整理となります。

22ページをお願いいたします。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税について定めるもので、法第451条

第1項第1号に規定する環境性能の高い自家用の軽自動車であって乗用のものに関しては、その取得が令和3年3月31日までに行われた場合は、軽自動車税の環境性能割を課さないこととされておりましたが、取得の期限を9か月延長し、令和3年12月31日までとするものです。

なお、法改正に伴い、自家用の軽自動車であって乗用のものに関して税率を1%軽減する措置についても取得の期限を9か月延長し、令和3年12月31日までとされております。

23ページをお願いいたします。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例について定めるもので、燃費性能等に優れた軽自動車を取得した年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置について対象区分の重点化及び基準の切替えを行い、適用期限を2年延長するものです。

27ページをお願いいたします。

附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について定めるもので、住宅用地については、固定資産税の課税標準の特例措置により課税標準が軽減されますが、東日本大震災により滅失、損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地については、住宅用地とみなすことにより軽減措置がなされております。

第2項は、地方税法附則第56条の特例措置の適用を受ける場合は、市税条例第74条の住宅用地の申告を必要としないとしたもので、期間を5年間延長し、令和8年度までとするものです。

附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について定めるもので、現在、消費税率の引上げに伴う上乘せ措置として所得税の控除期間が10年から13年に延長されております。当初は令和2年末までの入居を要件としておりましたが、コロナ特例により1年延長し、今般、経済対策としてさらに1年入居期限が延長となりました。

これを受け、控除可能額のうち、所得税から控除し切れなかった額は個人住民税から控除されることから、控除可能年度と入居年の読替え規定を定めるものです。

次に、28ページをお願いいたします。

旭市税条例等の一部を改正する条例、第2条による改正関係となります。

令和2年3月に制定した旭市税条例等の一部を改正する条例について、今般の法改正との内容の整合を図るため、規定の整備を行うための改正となります。

議案第11号については、以上でございます。

次に、議案第12号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

旭市都市計画税条例の一部を改正する条例についてですが、こちらも専決処分により制定いたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

新旧対照表の31ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、法改正に伴う条項の整理及び評価替えを受け、宅地等に対して課する都市計画税の特例措置の延長などの改正となります。

以上で、議案第4号、議案第11号及び議案第12号について補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、体育振興課長、登壇してください。

（体育振興課長 柴 栄男 登壇）

○体育振興課長（柴 栄男） 議案第5号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表、6ページをお願いいたします。

旭市卓球場については、建築後56年が経過し、老朽化しており、危険性が高いことから、施設を廃止するため、別表中、関連する部分を削除するものです。

次に、7ページをお願いいたします。

施設の廃止に伴い、附則第2項により旭市使用料及び手数料に関する条例中、別表第一の当該施設の使用料に関する部分を削除するものです。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 体育振興課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 椎名 隆 登壇）

○社会福祉課長（椎名 隆） 議案第6号、海上ふれあいサポートセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について補足説明を申し上げます。

海上ふれあいサポートセンターは昭和46年の建築物で、地域福祉の推進及び健康の増進を図ることを目的として運営してきましたが、平成29年度をもってその役割を終了したため、条例を廃止するものであります。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、企画政策課長、登壇してください。

(企画政策課長 小倉直志 登壇)

○企画政策課長（小倉直志） 議案第8号、指定管理者の指定について補足説明を申し上げます。

おひさまテラスの指定管理者の選定につきましては、「旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」第5条の規定を適用し、公募は行わずに、生涯活躍のまち・あさひ形成事業に係る代表事業者であり、令和2年7月に市と基本協定を締結しておりますイオンタウン株式会社を指定管理者候補者として、5月7日に市民を代表する者及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審査を行いました。

審査の結果、適当であるとされたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、裏面に記載のとおりでございます。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第13号から議案第16号の4議案について、高齢者福祉課長、登壇してください。

(高齢者福祉課長 赤谷浩巳 登壇)

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 議案第13号から議案第16号までの4議案につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第13号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

本議案は、介護保険法等の規定に基づき、厚生労働省令の一部が改正され、令和3年1月25日に公布となり、同年4月1日に施行されることに伴い、4月1日付で専決処分により制定した「旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について議会の承認を求めるものでございます。

今回の改正の概要でございますが、介護サービス事業者に対する虐待のための体制整備や感染症や非常災害発生時における業務継続に向けた計画策定や訓練の実施等の規定を加えるとともに、介護人材不足に対応するため、従業員配置の緩和などを行うもので、改正につきましては国の基準どおりとしております。

なお、本条例の対象となる指定居宅介護支援事業者とは、ケアマネジャーが所属し、在宅の要介護者の居宅サービス計画書の作成やサービスを管理する事業者のことでございます。

それでは、主な改正点についてご説明いたします。

新旧対照表の36ページをお願いいたします。

中段に記載の第4条第5項は、基本方針に利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制の整備と従業者に対する研修などを義務づける規定を加えるものです。

36ページから37ページにかけての第7条第2項は、利用申込者や家族へ説明しなければならない内容として、居宅サービス計画における訪問介護等サービスごとの割合及びサービスごとの同一事業者によって提供されたものが占める割合について内容を加えるものです。

37ページ下段の第16条第1項第9号は、感染症予防等のため、居宅サービス担当者会議においてテレビ電話装置等を活用できる旨を加えるものです。

38ページをご覧ください。

中段の第19号の2は、ケアマネジメントの質の向上と公正中立の確保を図る観点から、訪問看護サービスの割合の多い利用者のケアプランの作成事業所の点検・検証の仕組みをつくるための基準を加えるものです。

39ページをご覧ください。

第21条第6号は、運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものです。

中段の第22条第4項は、事業所におけるハラスメント防止のための方針の明確化等の措置講じる規定を加えるものです。

第22条の2は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者にサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定と研修及び訓練の実施などを義務づける規定を設けるものです。

40ページをご覧ください。

中段の第24条の2は、感染症の予防及び蔓延の防止の取組の徹底のため、対策検討委員会の開催と指針の整備、研修及び訓練の実施などを義務づける規定を加えるものです。

41ページをご覧ください。

中段の第30条の2は、虐待の発生や再発防止のため、対策検討委員会の開催と指針の整備、研修の実施などを義務づける規定を加えるものです。

恐れ入りますけれども、議案の4ページのほうをご覧いただきたいと思います。下段になります。

附則としまして、第1項は、施行期日の規定で、公布の日とするものです。

ただし、ケアプランを作成する事業所の点検・検証を導入する仕組みは、令和3年10月1日から施行するものです。

また、附則第2項から第4項は、経過措置として令和6年3月31日までの間、虐待防止に

係る規定、業務継続計画の策定に係る規定、感染症予防のための措置に係る規定は努力義務とするものです。

議案第13号につきましては、以上のとおりでございます。

続きまして、議案第14号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

本議案は、議案第13号と同様に、厚生労働省令の一部改正に基づき、4月1日付で専決処分により制定した「旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について議会の承認を求めるものでございます。

本条例の対象となる指定介護予防支援事業者とは、在宅の要支援者の方への介護予防ケアマネジメントを行う事業者のことでございます。

それでは、主な改正点についてご説明いたします。

新旧対照表の43ページをご覧ください。

中段に記載の第4条第5項は、基本方針に利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制の整備と従業者に対する研修などを義務づける規定を加えるものです。

44ページをご覧ください。

第21条第4項は、事業所におけるハラスメント防止のための方針の明確化等を義務づける規定を加えるものです。

下段の第21条の2は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者にサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定と研修及び訓練の実施などを義務づける規定を設けるものです。

45ページをお願いいたします。

上段の第23条の2は、感染症の予防及び蔓延防止のための措置についての規定を加えるものです。

一番下段の第29条の2は、虐待の発生や再発防止のための措置についての規定を加えるものです。

46ページをご覧ください。

下段の第33条第9号は、感染症予防等のため、介護予防サービス等担当者の会議においてテレビ電話装置等を活用しての実施を認める規定を加えるものです。

恐れ入りますが、議案の4ページをご覧ください。

附則第1項は、この事例の施行期日の規定で公布の日とするものです。附則第2項から第

4項は経過措置としまして、施行日から令和6年3月31日までの間、虐待防止に係る規定、業務継続計画の策定に係る規定、感染症の予防のための措置に係る規定は努力義務とするものです。

議案第14号につきましては、以上のとおりでございます。

続きまして、議案第15号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

本議案は、厚生労働省令の一部が改正され、同年4月1日に施行されることに伴い、4月1日付で専決処分により制定した「旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について議会の承認を求めるものでございます。

なお、本条例の対象となる指定地域密着型サービス事業者とは、要介護1から要介護5の方に対し、市町村が指定する小規模な介護サービスを提供する事業者のことでございます。

改正の内容でございますが、介護事業サービス事業者に対する虐待のための体制整備のほか、介護人材不足に対応するための従業員の配置の緩和などを行うもので、改正につきましては国の基準どおりの改正としております。

それでは、主な改正部分についてご説明いたします。

新旧対照表の49ページをご覧ください。

中段に記載の第3条第3項は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備と従業者に対する研修などを義務づける規定を加えるものです。

少し飛びまして、56ページをお願いいたします。

下段の第47条第3項から58ページの第7項は、オペレーターの兼務条件を緩和するもので、利用者の処遇に支障がない場合には、同一敷地内の施設の別の事業所への従事や他の施設の職員を充てることのできる旨を加えるものです。

少し飛びまして、61ページをご覧ください。

中段の第59条の13第3項は、介護従事者の資質向上のため、資格を有さない従業者に対して認知症介護に係る基礎的な研修を義務づける規定を加えるものです。

少し飛びまして、68ページをご覧ください。

下段の第66条第1項は、管理者の配置基準の緩和の規定で、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上、支障がない場合には、事業所の同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することが可能となる旨を加えるものです。

少し飛びまして、74ページをご覧ください。

74ページから75ページにかけての第110条第1項は、夜間及び深夜の勤務体制の見直しについてであり、利用者の安全が確保されていると認めるときは、介護従業者配置条件を緩和する旨を加えるものでございます。

76ページをご覧ください。

上段の第9号と下段の第111条は、サテライト型事業所において本体事業所との兼務等により管理者等の配置基準を緩和する規定を加えるものです。

少し飛びまして、86ページをご覧ください。

中段の第163条の2は、入所者の栄養管理と、第163条の3は入所者の口腔衛生の管理体制の整備についてそれぞれ義務づける規定を加えるものです。

次に、89ページをご覧ください。

下段の第180条は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居定員等について緩和するものでございます。

次に、附則となります。

議案の16ページをお願いいたします。

附則第1項は、施行期日の規定で公布の日とするものです。

附則第2項から附則第11項は、経過措置の規定で、令和6年3月31日までの間は努力義務とするものでございます。

議案第15号は、以上のとおりでございます。

続きまして、議案第16号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

本議案は、厚生労働省令の一部改正に基づき、4月1日付で専決処分により制定した「旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について議会の承認を求めるものでございます。

なお、本条例の対象となる指定地域密着型介護予防サービス事業者とは、在宅の要支援1または要支援2の方に対し、市町村が指定する小規模な介護予防サービスを提供する事業者のことでございます。

改正の内容でございますが、議案第15号と同様の改正となりますが、主な改正点についてのみご説明させていただきます。

新旧対照表の97ページをお願いいたします。

中段に記載の第3条第3項は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制の整備と

従業者に対する研修などを義務づける規定を加えるものです。

100ページをご覧ください。

上段の第10条は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者の配置基準の緩和規定で、管理上支障がない場合は、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事することが可能となる旨を加えるものです。

少し飛びまして、109ページをお願いいたします。

下段の第71条は、従業者の人員基準を定めるもので、夜間及び深夜の勤務体制について利用者の安全が確保されていると認められているときは、介護従業者配置条件を緩和とする旨を加えるものです。

また、111ページ下段から112ページにかけての第71条第9項と第72条第2項は、サテライト型事業所において本体事業者等の兼務等により管理者等の配置基準を緩和する規定を加えるものです。

以上で、議案第13号から議案第16号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 会議は途中ですが、昼食のため1時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 8分

再開 午後 1時15分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第2号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） それでは、報告第1号及び報告第2号について説明させていただきます。

初めに、報告第1号、令和2年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書についてです。

この計算書は、繰越明許費として令和2年度一般会計補正予算において設定した事業について翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令、第146条第2項の規定により報告するものです。

繰り越した事業は、全部で23事業です。

2款1項総務管理費のうち、生涯活躍のまち形成事業は、各種許認可手続きに時間を要し、インフラ工事の年度内完了が困難となったことから、対象となる補助金5億円を繰り越したものです。なお、事業の完了は、9月を予定しております。

次の広域情報ネットワーク運用事業は、新庁舎建設工事の工期変更に伴い、年度内の光ケーブルの設置工事の完了が困難となったことから、1,210万円を繰り越したもので、事業は4月に完了しております。

次の新庁舎建設事業は、新庁舎建設工事の工期変更に伴い、移転等の業務を年度内に完了することが困難となったことから、2,321万8,000円を繰り越したもので、事業の完了は、来月を予定しております。

2項徴税費、税務総務事務費は、税証明のコンビニ交付システムの導入について、システム構築の年度内完了が困難なことから、1,122万円を繰り越したもので、事業の完了は来月を予定しております。

3款2項老人福祉費のうち、新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー利用助成事業は、高齢者へのワクチン接種が5月からの開始となったことから、560万3,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和4年3月を予定しております。

次の、高齢者施設等防災改修支援事業は、高齢者施設等への非常用自家発電装置の整備に対する補助事業について、対象工事の年度内の完成が困難となったことから、1,232万円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

3項児童福祉費、新生児特別定額給付金給付事業は、給付金の支給手続き等が年度内に完了できないことから、303万3,000円を繰り越したもので、令和2年度分の事業は5月に完了しております。

4款1項保健衛生費のうち、感染症予防対策事業は、介護保険施設等に新たに入所する高齢者等に対するPCR検査費用の助成事業及び市民が自費でPCR検査を受けた場合の費用の助成事業で、新型コロナワクチンの住民接種の開始が今年度となったことから、1,052万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和4年3月を予定しております。

次の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、ワクチンの配分時期の遅れなどにより、接種開始が今年度からとなったことから、3億6,254万7,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和4年3月を予定しております。

6款1項農業費のうち、農水産業経営継続支援金給付事業は、市独自の新型コロナ感染症に対する経済対策の一つとして実施した農水産業者に対する支援事業で、事業対象期間を3

月まで延長したことから、給付金の給付手続き等が年度内に完了できないため、1,731万3,000円を繰り越したもので、事業の完了は今月末を予定しております。

次の農業基盤整備事業は、県の土地改良事業について、国の補正予算により前倒し事業執行となったことから、事業期間が確保できなかったため3,415万円を繰り越したもので、事業の完了は令和4年3月を予定しております。

7款1項商工費のうち、消費者保護対策事業は、新庁舎建設工事の工期変更に伴い、消費生活センターで使用するシステムの移設業務の年度内完了が困難となったことから、149万9,000円を繰り越したもので、事業は4月に完了しております。

次の商業活性化推進事業は、市独自の新型コロナウイルス感染症に対する経済対策の一つとして、上乘せ助成を行った旭市商業振興連合会の実施するプレミアム付商品券発行事業について、商品券の使用期間が本年5月までであることから、360万円を繰り越したもので、事業の完了は来月を予定しております。

次の中小企業者等事業継続支援金給付事業は、市独自の新型コロナウイルス感染症に対する経済対策の一つとして実施した中小企業者等に対する支援事業で、対象期間を3月までに拡充したことから、給付金の給付手続き等が年度内に完了できないため、4,322万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は今月末を予定しております。

8款2項道路橋梁費のうち、道路新設改良事業は、飯岡地域、三川地先の工事などで、近隣との調整や関係機関との協議に不測の日数を要したため、5,620万円を繰り越したもので、事業の完了は11月を予定しております。

次の旭中央病院アクセス道整備事業は、交差点などにかかる関係機関との協議に不測の日数を要したため、1億9,030万円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

次の南堀之内バイパス整備事業は、関係地権者との協議及び工法の見直しに不測の日数を要したため、4,507万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

次の震災復興・津波避難道路整備事業は、関係機関との協議及び用地補償物件の移転に不測の日数を要したため、3億5,488万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和4年3月を予定しております。

4項住宅費、被災住宅修繕支援事業は、令和元年の台風等による被災住宅の修繕に対する助成で、施工業者の不足などにより、年度内工事完了が一部困難となったことから2,900万円を繰り越したもので、事業の完了は令和4年3月を予定しております。

9款1項消防費、防災行政無線等整備事業は、新庁舎建設工事の工期変更に伴い、防災行政無線システムの移設業務の年度内完了が困難となったことから、1億2,966万1,000円を繰り越したもので、事業の完了は今月末を予定しております。

10款2項小学校費、小学校施設改修事業は、新型コロナ対策として実施するトイレ改修工事及び嚶鳴小学校の空調機更新工事等に係るもので、国の交付金が前倒しで採択されたことなどから、工期が確保できなかったため、1億9,567万3,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和4年3月を予定しております。

3項中学校費、中学校施設改修事業は、新型コロナ対策として実施するトイレ改修工事及び海上中学校の空調機更新工事に係るもので、国の交付金が前倒しで採択されたことなどから、工期が確保できなかったため、6,865万円を繰り越したもので、事業の完了は令和4年3月を予定しております。

4項社会教育費、社会教育施設再編事業は、市図書館の県立東部図書館への移転に係るもので、県との協議に不測の日数を要したことから、年度内の移転業務の完了が困難となったため、493万9,000円を繰り越したもので、事業の完了は来月を予定しております。

続きまして、報告第2号、令和2年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について説明をさせていただきます。

この計算書は、令和2年度一般会計予算に係る事業のうち、翌年度へ事故繰越したものについて、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。繰り越した事業は4事業です。

初めに、2款1項総務管理費、広域情報ネットワーク運用事業は、電柱移転工事の遅れにより光ケーブル移設作業の年度内完了が困難となったことから、57万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は今月末を予定しております。

6款1項農業費、農業災害対策支援事業（繰越明許）は、令和元年度の台風等により被害を受けた農家に対する助成で、資材や作業従事者の不足などにより、農業用ハウス等の復旧工事が一部遅れたことから、3億4,402万8,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和4年1月を予定しております。

8款2項道路橋梁費、道路新設改良事業は、旭地域江ヶ崎地先の道路改良工事で、埋設管の移設にかかる工法の検討や関係機関との協議に不測の日数を要したことなどにより、年度内の事業完了が困難となったことから、1,003万4,006円を繰り越したもので、事業の完了は、来月を予定しております。

次の冠水対策排水整備事業は、旭地域イ地先の排水路整備工事で、電柱移設に不測の日数を要したことから、年度内の工事完了が困難となったため、127万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

以上で、報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長（木内欽市） 財政課長の説明は終わりました。

報告第3号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 宮内敏之 登壇）

○総務課長（宮内敏之） 報告第3号、専決処分の報告についてご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から委任による専決処分の指定を受けております市の義務に属する損害賠償の額の決定で、100万円以下のものについて専決処分をしましたので、議会へ報告するものです。

それでは、案件ごとに説明いたします。

案件1は、令和2年7月17日、旭市蛇園地先道路上において、走行中に路面破損箇所です。でタイヤ及びホイールが破損した自動車物損事故でありまして、同年8月18日に専決しております。

損害賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでありまして、以下同様でございます。

案件2は、令和2年7月19日、旭市蛇園地先道路上において、走行中に路面破損箇所です。でタイヤが破損した自動車物損事故でありまして、同年9月3日に専決しております。

案件3は、令和2年7月18日、旭市蛇園地先道路上において、走行中に路面破損箇所です。でタイヤが破損した自動車物損事故でありまして、同年10月15日に専決しております。

案件4は、令和2年8月26日、旭市クリーンセンター敷地内において、市有フォークリフトの接触による自動車物損事故でありまして、同年10月20日に専決しております。

案件5は、令和2年10月17日、旭市鎌数地先道路上において、走行中、路肩にできた段差により、タイヤが破損した自動車物損事故でありまして、同年11月10日に専決しております。

案件6は、令和2年10月11日、旭市三川地先道路上において、水道本管の漏水による道路陥没により、走行中の車両が脱輪して損傷した自動車物損事故でありまして、同年12月17日に専決しております。

案件7は、令和2年10月2日、旭市秋田地先道路上において、走行中に路面破損箇所です。で

イヤ及びホイールが破損した自動車物損事故でありまして、令和３年１月29日に専決しております。

案件８は、令和３年１月７日、旭市イ地先道路上において、走行中に破損した視線誘導標で、前部バンパーが破損した自動車物損事故でありまして、同年２月９日に専決しております。

案件９は、令和２年11月13日、旭市ニ地先道路上において発生した市有自動車の接触による自動車物損事故でありまして、令和３年２月17日に専決しております。

案件10は、令和３年２月１日、旭市後草地先道路上において、走行中にグレーチングが外れていた側溝で、前部バンパーやオイルパン、ラジエーターなどが破損した自動車物損事故でありまして、同年２月26日に専決しております。

案件11は、令和３年３月27日、旭市倉橋地先道路上において、走行中に路面破損箇所でタイヤ及びホイールが破損した自動車物損事故でありまして、同年４月27日に専決しております。

以上で、報告第３号の説明は終わります。

○議長（木内欽市） 総務課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明は終わります。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理しました。

追加のありました議案は、議案第17号、財産の取得についての１議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

先ほど、追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

それでは、その結果につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、島田和雄議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 島田和雄 登壇）

○議会運営委員長（島田和雄） ただいま、議会運営委員会を開きまして、追加議案の提出に伴う追加日程について協議いたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

追加議案は、市長より提案のありました議案第17号、財産の取得についての１議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります令和3年旭市議会第2回定例会議事日程その2、本日6月9日水曜日、この後、追加日程第1、議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、議案の補足説明、補足説明については、財政課長を予定しております。

以上で、追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 議会運営委員長の報告は、終わりました。

おはかりいたします。議案第17号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案上程

○議長（木内欽市） 議案第17号の1議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（木内欽市） 提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議を願うことといたしました。

追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第17号は、財産の取得についてでありまして、水槽付き消防ポンプ自動車（Ⅱ型）の購入について、仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明申し上げます。

詳しくは、事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、なにとぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 議案の補足説明

○議長（木内欽市） 議案の補足説明を求めます。

議案第17号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） 議案第17号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

議案の裏面のほうをお願いします。

取得する財産は、水槽付き消防ポンプ自動車（Ⅱ型）で、海上分署に配備されるものでございます。

取得金額は5,607万4,040円で、取得の相手方は東京都台東区浅草橋5丁目4番2号、横山ビル、ジーエムいちはら工業株式会社東京営業所、所長真舘知誉であります。

契約方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。令和3年5月10日に公告し、5月24日まで入札書の受付を行ったところ、6者から入札書の提出がありました。5月25日に開札した結果、予定価格に達せず、翌日、再入札を行いましたが、再度、予定価格に達しなかったことから、最低価格を提示した同社と地方自治法施行令による随意契約交渉に移行いたしました。

翌日、見積りを徴したところ、予定価格に達したため、書類審査を実施したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、契約の相手方に決定いたしましたところでございます。

仮契約の締結日は6月4日、納入期限は令和4年3月31日でございます。なお、予定価格は5,630万200円、落札率は99.60%でありました。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 議案の補足説明は終わりました。

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、本日の会議を散会します。

なお、次回は14日、定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時39分